

特別管理産業廃棄物処理計画書		2025 年 6 月 26 日
熊 本 県 知 事 殿		
提出者 住所 〒869-1101 熊本県菊池郡菊陽町津久礼2900番地 氏名 富士フィルム マテリアルマニュファクチャリング 株式会社 九州製造本部長 中泉 勝 電話番号 096-340-9000		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	富士フィルム マテリアルマニュファクチャリング 株式会社 九州製造本部（旧第8製造本部）	
事業場の所在地	〒869-1101 熊本県菊池郡菊陽町津久礼2900番地	
計画期間	2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日 まで	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	フラットパネルディスプレイ用フィルム、半導体関連材料製造業	
②事業の規模	資本金 50,000,000円	
③従業員数	251名	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物を含む廃油				
	排出量	6.81	15.73	21.42	17.17	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類								
	排出量					t	t	t	t
	（これまでに実施した取組）								
・ 入社配属時に分別、発生の抑制、廃棄ルールの遵守教育を実施。 ・ 再使用等による（廃油）廃液の減量。									
② 計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物を含む廃油				
	排出量	6.00	15.00	20.00	16.00	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類								
	排出量					t	t	t	t
	（今後実施する予定の計画）								
・ 分別、発生の抑制、廃棄ルールに関する教育の実施。 ・ 効率化や再利用による減量。 ・ 発生源となる物質の使用量の抑制。 ・ 再使用等による（廃油）廃液の減量。									

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油、有害物質を含む廃油は各置場毎に指定数量を決め発生した廃油を混ざらないように種類別に分別実施。 ・廃アルカリについては、適正な容器に入れて置場、指定数量を決め施錠管理を行い分別実施。 ・排出する産業廃棄物の種類、排出状況、処理方法及び処理に関する留意事項を整理し、従業員に周知を実施。 ・入社配属時に分別、発生の抑制、廃棄ルールの遵守教育を実施。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油、有害物質を含む廃油は各置場毎に指定数量を決め発生した廃油を混ざらないように種類別に分別実施。 ・廃アルカリについては、適正な容器に入れて置場、指定数量を決め施錠管理を行い分別実施。 ・排出する産業廃棄物の種類、排出状況、処理方法及び処理に関する留意事項を整理し、従業員に周知を実施。 ・入社配属時に分別、発生の抑制、廃棄ルールの遵守教育を実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（2024年度）実績】									
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物を含む廃油				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t				
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
【目標】									
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物を含む廃油				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t				
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（2024年度）実績】									
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物を含む廃油				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	特別管理産業廃棄物の種類								
② 計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量								
③ 計画	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量								
	特別管理産業廃棄物の種類								
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（2024年度）実績】									
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物を含む廃油				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t				
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
② 計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物を含む廃油				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t				
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の計画)									

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

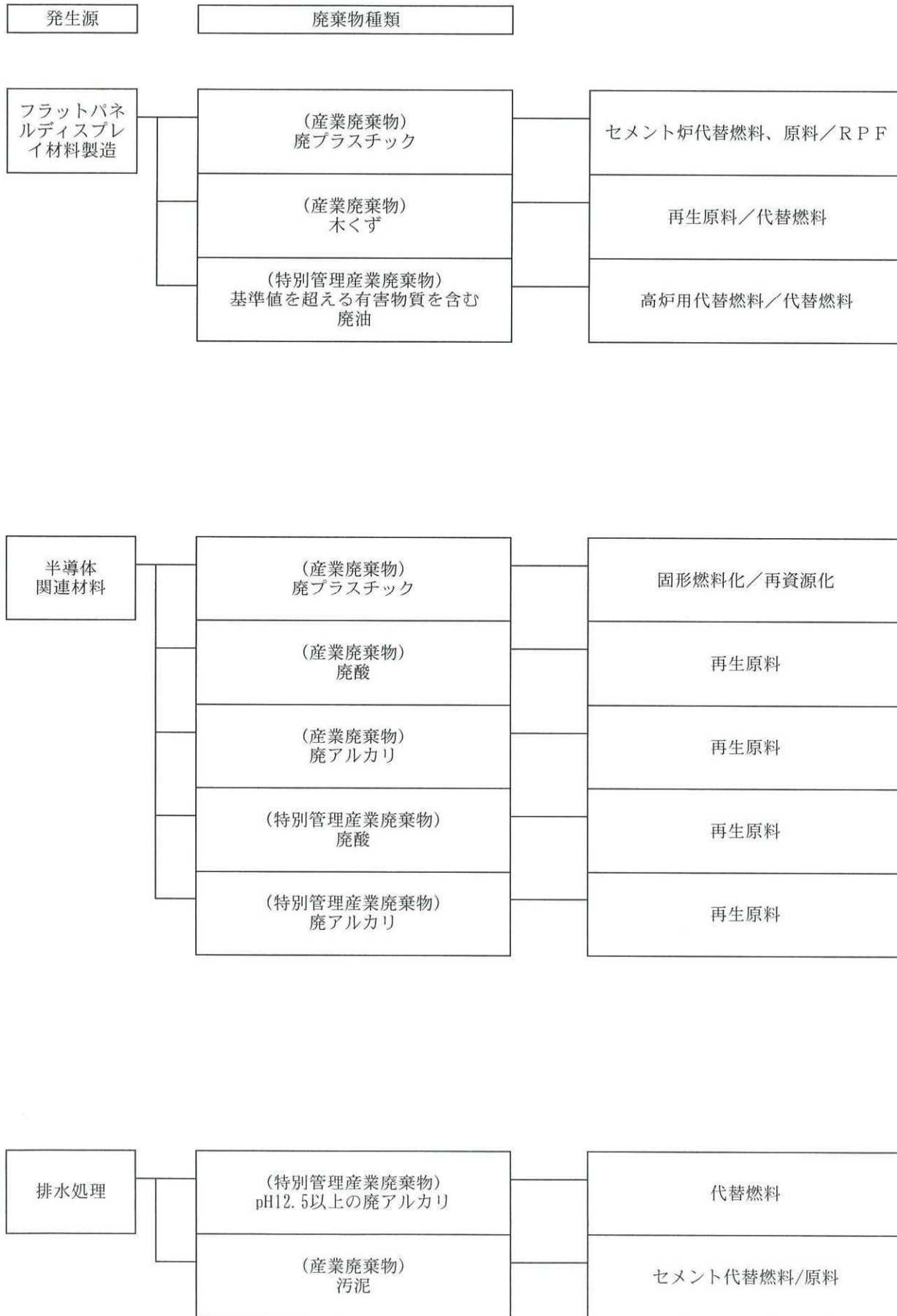
[illegible]

【目標】											
①計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	基準値を超える有害物質を含む廃棄物						
	全処理委託量	6.00 t	15.00 t	20.00 t	16.00 t						
	優良認定処理業者への処理委託量	6.00 t	15.00 t	20.00 t	16.00 t						
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t						
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託	6.00 t	15.00 t	20.00 t	16.00 t						
	特別管理産業廃棄物の種類										
	全処理委託量										
	優良認定処理業者への処理委託量										
	再生利用業者への処理委託量										
	認定熱回収業者への処理委託料										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託										
(今後実施する予定の取組)											
・委託先の特管処理許可の確認徹底。 ・取引先での適正処理確認（現地調査） ・単純焼却、埋め立て以外での処理委託先選定。 ・使用溶剤の再回収及び再利用。											
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

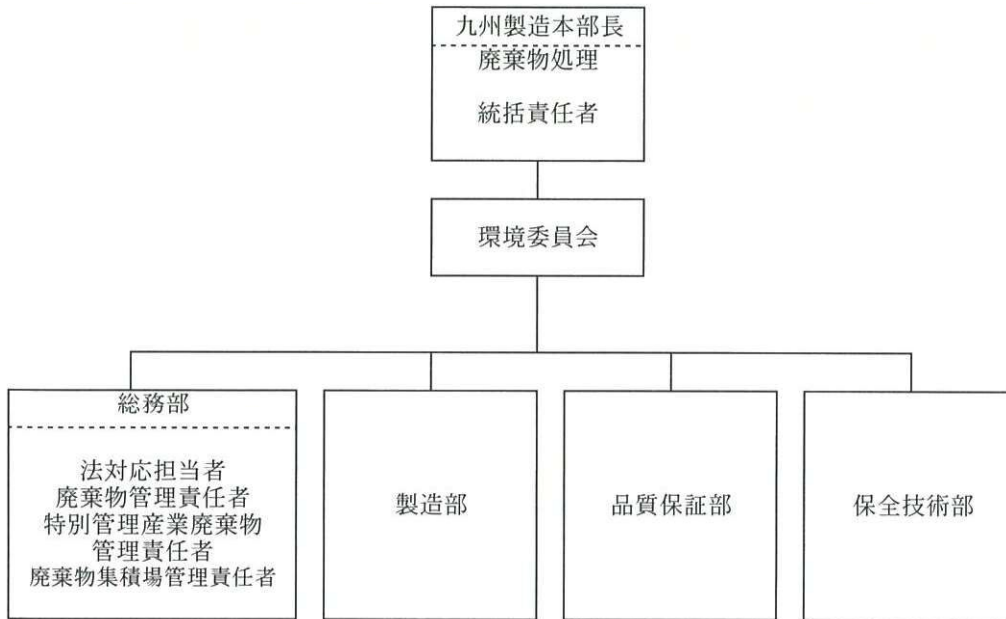
第 1 面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程 について



第 1 面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程 について

発生源	廃棄物種類	
メンテナンス 工事	(産業廃棄物) 廃油	高炉用代替燃料／代替燃料
	(産業廃棄物) 汚泥	セメント代替燃料/原料
	(産業廃棄物) 木くず	再生原料/代替燃料
	(産業廃棄物) 金属くず	再生原料
	(産業廃棄物) ガラスくず・コンクリート屑 および陶磁器くず	再生原料
	(水銀製品産業廃棄物) 廃蛍光灯	再生原料
	(水銀製品産業廃棄物) 廃乾電池	再生原料
	(産業廃棄物) 廃乾電池	再生原料
	(特別管理産業廃棄物) 基準値を超える有機物質を含むもの	高炉用代替燃料／代替燃料
	(特別管理産業廃棄物) 廃油	代替燃料

第 2 面 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項 について



廃棄物処理統括責任者		所属：富士マテリアル マニュファクチャリング株式会社 役職・氏名：九州製造本部長 中泉 勝
産業廃棄物管理責任者		所属：総務部 役職・氏名：部長 東 創一郎
特別管理廃棄物管理責任者		所属：総務部 役職・氏名：部長 東 創一郎
法対応担当者		所属：総務部 安全環境・総務庶務グループ 役職・氏名：チーフ 堀 幸一
産業廃棄物管理担当者 特別管理産業廃棄物管理担当者		総務部 安全環境・総務庶務グループ 役職・氏名：稲田 武仁 役職・氏名：東嶋 路春
役割	廃棄物処理統括責任者	・ 廃棄物処理方針の策定
	廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者	・ 廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理計画の立案 ・ 適正な処理の確保 ・ 廃棄物処理に関する規則類の策定及び改廃 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生利用者の調査・選定及び管理、委託先契約の締結事務 ・ 社員に対する教育、啓発活動 ・ 本部部門との連絡、情報収集 ・ その他関連する事項
	法対応担当者	・ 監督官庁への各種報告 ・ 法規制改正情報の把握
	廃棄物管理担当者	・ 分別廃棄の徹底 ・ 廃棄物適正引き渡し（マニフェスト交付）

